農林水産業者向け業務							
収　　入	64,174,315	7,045,680	27,313,568	34,359,249 △	29,815,065	53.5
支　　出	59,096,531	1,418,818	24,911,487	26,330,306	32,766,224	44.5
中小企業者向け業務						
収　　入	150,137,357	8,097,651	60,368,846	68,466,497 △	81,670,859	45.6
支　　出	81,579,322	2,743,109	29,189,326	31,932,435	49,646,886	39.1
信用保険等業務						
収　　入	337,174,191	21,552,878	132,356,506	153,909,385 △	183,264,805	45.6
支　　出	1,228,180,383	42,654,044	305,384,420	348,038,465	880,141,917	28.3
危機対応円滑化業務						
収　　入	101,825,038	344,307	24,318,734	24,663,042 △	77,161,995	24.2
支　　出	251,215,881	794,106	57,787,684	58,581,790	192,634,090	23.3
特定事業等促進円滑化業務						
収　　入	2,695,181	15,028	186,490	201,518 △	2,493,662	7.4
支　　出	2,695,001	3,818	176,784	180,602	2,514,398	6.7
株式会社国際協力銀行						
収　　入	667,155,709	14,239,750	126,783,734	141,023,485 △	526,132,223	21.1
支　　出	658,237,733	11,920,210	96,254,145	108,174,356	550,063,376	16.4
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門						
収　　入	180,066,937	14,532,431	97,981,065	112,513,496 △	67,553,440	62.4
支　　出	100,799,863	5,749,518	34,314,251	40,063,769	60,736,093	39.7

㈱　本表は、各機関からの通知により記載したものである。

公　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 12 月 27 日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　林　　芳正

種類	縮尺	実施時期	地域 所属	番号	図名	摘要
地形図	2万５千分１	平成25年	弘前	2―2	中滝	調製・多色・柾判
〃	〃	〃	福島	9―1	関	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	9―3	稲子	〃　〃　〃
〃	〃	〃	白河	1―4	川前	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	7―4	磐城片貝	〃　〃　〃
〃	〃	〃	村上	6―4	蒲萄	〃　〃　〃
〃	〃	〃	新潟	12―4	只見	〃　〃　〃
〃	〃	〃	日光	1―2	甲子山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	豊橋	6―4	海老	〃　〃　〃
〃	〃	〃	田辺	6―1	皆地	〃　〃　〃

備考　地図の刊行日　平成26年１月１日

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１７５号

釧路市文苑３丁目４番11号　アーバンレヴューD号室

債務者　中西しおり（旧姓荒木）

1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月13日午前９時30分

釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２１１０号

横浜市旭区南本宿町155番地30

債務者　濱野千枝子

1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後４時

横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２１４号

横浜市中区松影町２丁目５番地１　扇荘新館A棟５階３号室

債務者　橋本　　茂

1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後４時

横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２０号

岡山市北区野田２丁目５番17号エレガントハナミズキ301、旧住所岡山市北区伊島町３丁目７番13号ビッグバーンズマンションA―101号室

債務者　曽根　章央

1　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月27日午前10時

岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１５１号

横浜市旭区上白根３丁目33番６号　サニーハイツA302

債務者　濱田　　裕

1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時

横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０８号

静岡県富士市今井１丁目16番18号、前住所静岡県富士市平垣町８番５号

債務者　八木　礼子

1　決定年月日時　平成25年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月13日午前11時30分

静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３８号

大分県国東市国東町富来浦2360番地２

債務者　上野　佑樹

1　決定年月日時　平成25年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後１時10分

大分地方裁判所杵築支部破産係